

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(上水道システムにおける省 CO2 促進モデル事業) 公募要領

【二次公募】

平成 28 年 7 月
一般財団法人栃木県環境技術協会

一般財団法人栃木県環境技術協会（以下「協会」という。）では、環境省から平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（上水道システムにおける省 CO2 促進モデル事業）の交付を受け、公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するための技術等を導入する事業に対する補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（上水道システムにおける省 CO2 促進モデル事業））を交付する事業を実施しています。

本補助金の目的、対象事業、応募方法、留意事項等を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（上水道システムにおける省 CO2 促進モデル事業）交付規程（平成 28 年 4 月 8 日付栃環協第 2 号）（以下「交付規程」という。）に従って補助事業の手続等を行ってください。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、協会は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただくこととなります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公募要領目次

1. 補助金の目的と性格
2. 補助対象となる事業
3. 補助対象事業の選定
4. 応募に当たっての留意事項
5. 応募の方法
6. 問い合わせ先

○補助事業における留意事項等について（必ずお読みください。）

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について
4. その他

別表第1

別表第2

暴力団排除に関する誓約事項

○応募書類及び参考資料

当協会ホームページからダウンロードしてください。

<http://homepage2.nifty.com/tochikankyou/suidou/index.html>

→公募情報一覧

- ・応募申請書【様式1】
- ・実施計画書【様式2】
- ・経費内訳【様式3】

(参考)

- ・ハード対策事業計算ファイル
- ・地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈初版〉（平成24年7月環境省地球環境局）

1. 補助金の目的と性格

○ 本事業は、水道事業者が再エネ設備や省エネ設備を整備し二酸化炭素排出抑制を行うとともに、近隣水道事業者への二酸化炭素排出抑制対策の効果的な波及を促進することを目的としています。

○ 事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を環境省に報告していただくこととなります。

○ 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（上水道システムにおける省 CO₂ 促進モデル事業）交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付環地温発第 16040113 号。以下「交付要綱」という。）及び上水道システムにおける省 CO₂ 促進モデル事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付環地温発第 1604015 号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細は p12「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

- ・ 事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

2. 補助対象となる事業

本補助金の対象は、(1) に適合する (2) の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること
- イ 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- ウ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること
- エ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

(2) 対象事業

上水道システムにおける省 CO2 促進モデル事業

(ア) 事業の目的

水の移送等に多大なエネルギーを必要とする水道事業（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業をいう。以下同じ。）における地球温暖化対策は社会的要請となっています。

一方で、水道設備の更新周期は数十年と長いことから、設備の更新に際して、未利用圧力の活用を図る小水力発電設備等の再エネ設備やポンプ等のエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネ設備及び高効率設備を導入することにより、二酸化炭素排出削減を図ることが重要です。

このため、本事業は、再エネ・省エネ設備等の導入の促進により、補助対象事業体の二酸化炭素排出抑制を行うとともに、先進的かつ模範的な先行事例を示すことで、近隣水道事業体への二酸化炭素排出抑制対策の効果的な波及を促進することを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

本事業の対象は、水道事業者が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業であって、下表 a 及び b の第1欄の対象施設・設備の区分ごとに第2欄の要件に適合したものとします。

a 再生可能エネルギー施設・設備

1 対象施設・設備	2 対象の要件
小水力発電	水道（水道法第3条第1項に規定する水道をいう。）の取水、導水、浄水、送水及び配水施設に設置される定格出力1,000kW以下のもの
太陽光発電	水道施設（水道法第3条第8項に規定する水道施設をいう。以下同じ。）に設置されるもの

ヒートポンプ	水道の原水等を熱源とし、水道施設の空調冷暖房等に利用するもの
その他	水道施設と密接な関係にあると審査委員会が認めるもの、かつ、補助金1万円あたりのCO2削減量が1トン以上のもの

b 省エネルギー施設・設備

1 対象施設・設備	2 対象の条件
インバータ設備	水道施設のポンプ又はブロワに用いられるもの
高効率モータ	効率がJIS C4213に規定されるものと同様以上、又は回転子に永久磁石を用いるもの
高効率ポンプ	個々の使用状況に応じた揚程・流量に基づき羽根形状等の設計を行い製作するもの
水運用システム	配管網の末端圧力を計測又は予測し、ポンプ吐出圧等の制御を行うもの
インライン浄水処理施設	水槽等で開放される圧力を配管より直接引き込むことで有効に活用できる構造のもの
インラインポンプ	水槽等で開放される圧力を配管より直接引き込むことで有効に活用できる構造のもので、水道事業者又は水道用水供給事業者が所有するもの
省エネ型排水処理装置	サイフォン式又は自然圧によるろ過方式の濃縮装置、又は従来型よりのCO2削減率が10%以上のもの
その他省エネルギー設備	水道事業等会計で電力費を負担する設備で、かつ、申請設備全体でのCO2削減率が10%以上、かつ、補助金1万円あたりのCO2削減量が1トン以上のもの

備考

- ① 「CO2削減率」は、従来型システムによる年間CO2排出量に対する年間CO2削減量の割合とします。
- ② 「CO2削減量」は、補助金を受けた設備の法定耐用年数を通じたCO2の総削減量とします。

(ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- a 水道法第3条第5項に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者
- b aの所有となる施設・設備の提供契約(PFI、ファイナンスリース)を行う民間企業

(エ) 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が(ウ)の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者(以下「代表事業者」という。)とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

a PFI等

PFIを利用する場合には、施設・設備の提供契約を行う民間企業を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とし、また、ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。

また、これらの場合は、その料金から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

b a以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費(詳細は「4.(3) 補助対象経費」参照)の2分の1を補助します。

なお、本事業は、(イ)の施設・設備をPFI、ファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

ただし、交付規程の規定により、交付額が100万円に満たない場合は交付決定を行わないこととしておりますのでご注意ください。

(カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として2年以内とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年

度ごとに行っていただく必要があります。

3. 補助対象事業の選定

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、協会が設置する委員会において、公益性、資金回収・利益の困難性、モデル・実証性、二酸化炭素削減効果等に基づき厳正に審査を行い、低炭素価値向上事業の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付を内示します。

なお、2.(1) 対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査を行わないものとします。

また、2.(1) 対象事業の基本的要件及び2.(2) (イ) 対象事業の要件に適合する提案であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査結果に対するご意見・お問い合わせは対応致しかねます。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 複数年度にわたる事業

補助金の交付は、単年度ごとに行うこととなります。

このため、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を協会に提出することとする。)、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

また、次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

(3) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費及び事務費であって、別表第1に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費

<補助対象外経費の代表例>

- ・ 既存施設の撤去費
- ・ 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の工事費・購入費等

(4) 維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。

(5) 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。

(6) 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及

びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果等についての報告書を環境大臣に提出するものとします。

(7) 補助事業完了後の検証

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果(二酸化炭素排出削減量)を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合があります。

(8) 事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに鑑み、国内外を問わず積極的に公表するように努めるとともに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、環境省「上水道システムにおける省CO₂促進モデル事業」によるものである旨を広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示するようにする必要があります。

5. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いいたします。

ア 応募申請書【様式1】(Word形式)

イ 実施計画書【様式2】

上水道システムにおける省CO₂促進モデル事業(Excel形式)

※ 実施計画書における各欄は必ず記載し、漏れのないようにしてください。

※ 2.(2)対象事業における「対象事業の要件」を確認できる書類(機器仕様、図面)等を参考資料として必ず添付してください。

ウ 経費内訳【様式3】

上水道システムにおける省CO₂促進モデル事業(Excel形式)

※ 金額の根拠がわかる書類(見積書)等を参考資料として必ず添付してください。

エ 代表事業者(共同事業者がある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為(申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)を提出すること。また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄附行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)

オ 経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書(応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)を提出すること。また、申請者が個人企業及び地方公営企業法の適用を受ける鉄軌道事業者の場合は、提出を要しない。さらに、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)

カ 法律に基づく事業者であることを補助事業者の要件としている事業については、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可書等の写し

キ その他参考資料

(2) 応募書類の提出方法

(1)の書類(紙)と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送により協

会へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません）。応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び対象事業の応募書類である旨（例：「上水道システムにおける省 CO2 促進モデル事業応募書類」等）を朱書きで明記してください。

（3）提出先

一般財団法人栃木県環境技術協会 エコ水道推進部
〒329-1198
栃木県宇都宮市下岡本町2145-13

（4）提出部数

（1）の書類（紙）を6部、当該書類の電子データを保存した電子媒体（CD-R）1部を提出してください（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください）。

電子媒体に保存する電子データは、アについては Word 形式、イ・ウについては Excel 形式で必ず保存してください。

ただし、（1）のエ～カまでについては、書類（紙）のみ1部の提出で結構です。

なお、提出された書類については返却しませんので、写しを控えておいてください。

（5）公募期間

平成28年7月21日（木）～平成28年8月12日（金）17時必着

受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

6. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、次のとおりです。

ただし、問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように法人名及び応募予定の事業名を記入してください。

<メール件名記入例>

【〇〇〇市水道局】上水道システムにおける省 CO2 促進モデル事業について問い合わせ

<問い合わせ先>

一般財団法人栃木県環境技術協会 エコ水道推進部

TEL：028-671-1781

FAX：028-671-1783

E-mail：tochikankyousuidou@nifty.com

担当者：荒川、藤田、吉田、増山

<問い合わせ期間>

平成28年7月21日（木）～平成28年8月10日（水）

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、上水道システムにおける省 CO2 促進モデル事業の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、平成29年2月28日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を協会に提出することとする。）となります。

(2) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費（固定価格買取制度による売電を行うため設備等の導入経費を含む。）を含まないこと。
- ・ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は、協会からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります（なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

- ・ 契約・発注日は、協会の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が

働くような手続きによって相手先を決定すること。

- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を協会に提出することとする。）。

（4）その他

補助対象経費のうち事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費についての詳細は、別表第1の内容となります。また、上記の他、必要な事項は交付規程に定めまので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

（1）補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

（2）実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに補助金の実績報告書を協会宛て提出していただきます。

協会は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とします。

（3）補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（上水道システムにおける省 CO2 促進モデル事業）による補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、交付決定の全部もしくは一部の取り消しの措置が講じられる可能性があることにご注意ください。

また、公的資金の交付先として、社会通念上、適切と認められない申請者および、(別紙)「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とします。誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部もしくは一部を取り消します。

(6) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

4. その他

- (1) 本補助金は、法人税法第 42 条第 1 項及び所得税法第 42 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第 42 条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第 42 条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、別表第 1 の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

- (2) 応募申請書に記載された情報は、補助事業の管理運営及び補助事業の
検証評価のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

別表第1

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p> <p>一般管理費</p>	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通</p>

設備費	付帯工事費	費をいい、類似の事業を参考に決定する。 本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第2に定めるものとする。 事務費は、工事費及び設備費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%
3	1 億円を超える金額に対して	4.5%

別表第2

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

下記「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意します。

記

当社（法人である場合は当法人）は、補助金の交付を申請するにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上